

大切な事業所やお住まいを万が一の災害からお守りします。

共 濟 だ か ら 安 心

火災共済

— 一年中いつもお役に立ちます —

盗難

落雷

水害・土砂災害

台風

火災

雪災

広島県中小企業共済協同組合

令和2年1月1日以降共済始期用

○:お支払いの対象になります ×:お支払いの対象になりません

| 補償内容 | | 総合 火災共済 | 普通 火災共済 | 普通 火災共済 (工場物件) | 共済金のお支払い方法 |
|--------------------------------|---|------------|------------|----------------------|---|
| 1 火災 | 例 火災により事務所や作業場の機械設備、什器・備品が焼失した | ○ | ○ | ○ | 総合火災共済の場合 共済金 = 損害額 ただし、共済金額が共済価額の80%未満のときは $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ |
| 2 破裂または爆発 | 例 ガス爆発により店舗が損傷した | ○ | ○ | ○ | 普通火災共済(住宅物件)の場合 $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ |
| 3 落雷 | 例 落雷による過電流で店舗内のエアコンやパソコンが壊れた | ○ | ○ | ○ | 普通火災共済(非住宅物件) 普通火災共済(工場物件)の場合 $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}}$ |
| 4 風災 雪災・ひょう災 | 例 台風による強風で事務所の屋根が壊れた 例 大雪により作業場の雨どいが壊れた | ○ (注1) | ○ (注1) | ○ (注1) | 損害額から免責金額(3万円)を差し引いて共済金をお支払いします。 $\text{共済金} = (\text{損害額} - 3\text{万円}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ |
| 5 台風・集中豪雨などで生じた洪水、高潮、土砂崩れなどの水災 | 例 大雨による洪水で浸水し、事務所が汚損した ①建物または家財に共済価額の30%以上の損害が生じたとき ②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、建物または家財に共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき ③床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により、建物または家財、設備・什器等、商品・製品等に損害が生じたとき ④浸水により建物または家財、設備・什器等、商品・製品等に損害が生じ、①～③に該当しないとき | ○ | × | × | 【①の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 70\%$ 【②の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 10\%$ 【③の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 5\%$ 【④の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 1\%$ ※上記②③の共済金を同時にお支払いする場合、共済金の合計額は1回の事故につき1構内200万円を限度とします。 |
| 6 盗難 | 例 空き巣の侵入により、事務所のドアや窓ガラスが壊された ①盗難による盗取・き損 ②現金・預貯金証書の盗難 ただし、預貯金証書は口座から現金が引き出されたとき | ○ (注2) | × | × | 【①の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ ただし、共済金額が共済価額の80%未満のときは $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ ※貴金属・宝石などの明記物件は、1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度となります。 【②の場合】 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}}$ 業務用 現金30万円・預貯金証書300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額が限度となります。(1事故・1構内) 生活用 現金20万円・預貯金証書200万円または家財の共済金額のいずれか低い額が限度となります。(1事故・1構内) |
| 7 水ぬれ | 例 給排水設備の破損により事務所が浸水し、床や壁が汚損した | ○ (注3) | × | ○ (注3) | 総合火災共済の場合 共済金 = $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}}$ ただし、共済金額が共済価額の80%未満のときは $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ |
| 8 車両の飛び込みや建物の外部からの物体の落下・飛来 | 例 車両の当て逃げにより、作業場の外壁が壊された | ○ | × | ○ (注4・注5) | 普通火災共済(工場物件)の場合 $\text{共済金} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}}$ |
| 9 駆じょう、労働争議 | 例 デモ、ストライキなどにより店舗の窓ガラスが壊された | ○ | × | ○ (注4) | |

(注1)損害額が3万円を超える場合に限ります。(注2)商品・製品等に生じた損害はお支払いの対象になりません。(注3)給排水設備自体の修理費用はお支払いの対象になりません。また、自室の水道の詰まりにより、自室の家財等に損害が生じた場合はお支払いの対象になりません。

(注4)損害額が20万円以上の場合に限ります。(注5)航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下・車両の衝突または接触に限ります。

費用共済金



残存物取扱費用
①～④、⑦～⑨の事故の場合、残存物の取扱に必要な実費をお支払いします。

残存物の取扱に必要な実費
共済金の10%を限度とします



失火見舞費用
①または②の事故で他人の所有物に損害を与えた場合、第三者への見舞い費用をお支払いします。

20万円×被災世帯
1回の事故につき共済金額の20%を限度とします



地震火災費用
地震、噴火などにより火災が発生し共済の目的に以下の損害が生じたとき。ただし、付属物は対象なりません。

- 建物が半焼以上となったとき
- 家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上となったとき
- 設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が半焼以上となったとき



共済金額×2%
1事故1構内300万円を限度とします



修理付帯費用
①～④の事故の場合、損害の原因調査費用や仮修理、仮設費等の諸費用を実費でお支払いします。ただし、非住宅物件に限ります。

1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円(非住宅物件)・5,000万円(工場物件)のいずれか低い額を限度とします



損害防止費用
①～④の事故の場合、損害の防止、軽減のために支出した費用または有効な費用をお支払いします。

実費

[用語の定義]

- ・共済金額……契約金額をいいます。
- ・共済価額……共済の目的(補償の対象)の評価額をいいます。
- ・共 済 金……事故によりお支払いする金額をいいます。
- ・損 害 額……修理見積書に基づき、事故で実際に生じた損害額として組合が認定した金額をいいます。原因不明の破損修理や老朽化に伴うリフォーム費用等は損害額として認められません。

共済金額の設定について

ご契約時の共済金額は、事故発生時に十分な補償が受けられるよう設定してください。
共済金額が共済価額[共済の目的(補償の対象)の評価額]に満たない場合、お支払いする共済金が損害額より少なくなり、復旧のための費用が十分に賄えないことがありますのでご注意ください。

| 共済の目的 | 共済金額の設定方法 |
|--------|--|
| 建物 | 時価額を基準として「一つの建物」ごとに共済金額を設定してください。 価額協定共済特約または新価共済特約を付帯する場合は、再調達価額を基準として「一つの建物」ごとに共済金額を設定してください。 |
| 家財 | 価額協定共済特約を付帯し、「一つの建物」内に収容される家財を一括して共済金額を設定してください。 |
| 設備・什器等 | 時価額を基準として「一つの建物」に収容される機械設備や什器・備品、造作・内装等を一括して共済金額を設定してください。 |
| 商品・製品等 | 時価額を基準として「一つの建物」に収容される商品や製品、原材料等を一括して共済金額を設定してください。 |

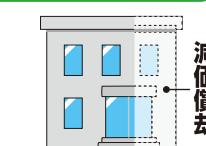
再調達価額とは

共済の目的(補償の対象)と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額のことです。



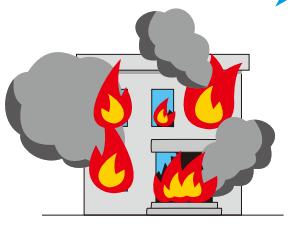
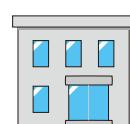
時価額とは

再調達価額から経過年数や使用による損耗を差し引いた金額のことです。



〈「再調達価額」・「時価額」でご契約した場合の共済金のお支払い例〉

再調達価額
2,000万円で
ご契約



2,000万円のお支払い

お支払いする共済金で同等の建物の再築ができます。

時価額
1,500万円で
ご契約



1,500万円のお支払い

お支払いする共済金だけでは同等の建物を再築する費用を十分に賄えないことがあります。

価額協定共済特約

住宅・併用住宅の建物や家財を対象として再調達価額を基準に共済金をお支払いする特約です(明記物件を除きます)。

再調達価額を基準に共済金額を設定してください。

(注) 家財にご契約の場合、全て本特約を付帯してお引き受けします。

専用店舗、事務所、工場などの建物を対象として再調達価額を基準に共済金をお支払いする特約です。

新価(再調達価額)を基準に共済金額を設定してください。

(注) 損害が発生した日から2年以内に同一構内に同一用途のもののが復旧(修理、再築または再取得)することが条件となります。

「価額協定共済特約」・「新価共済特約」を付帯すると、万一の事故の際、再調達価額を基準に共済金をお支払いしますので、同等の建物の再築や再取得にお役立ていただけます。

新価共済特約

県からのおすすめのことば

企業は、急速に変化する環境の中で経済活動自体による浮沈は勿論のことですが、思わぬ災害により大きな痛手を被り、円滑な企業活動に支障を来たすことがあります。

本県でも中小企業者が力を結集し火災による損害から事業を守る組織として、昭和34年に中小企業等協同組合法に基づき、広島県火災共済協同組合(現:広島県中小企業共済協同組合)が設立されました。

その後この組織は中小企業者各位の御理解により、全国でも屈指の組合に成長いたしました。

県いたしましても、中小企業者を組合員とするこの組合の健全な発展を図るために、「債務負担行為」という形で本組合の共済金支払いを支援し、本組合を通じて中小企業の方々の経営の安定に寄与したいと考えています。



広島県商工労働局長
佐伯 安史

建物だけでなく、事業所の機械設備・什器・備品等や ご自宅の家財へのご加入もお忘れなく!

美容室や飲食店など テナントで事業を行っている場合

ご自身で取り付けたテント、パーテーション、店舗の内装などは、「**設備・什器等**」としてご加入ください。



事務所・店舗・工場などの場合

事業所のパソコン、机、コピー機などの什器・備品、工場の機械設備などは「**設備・什器等**」としてご加入ください。



家財は思った以上に高額です!

「**家財**」には、家電製品、家具、衣類、寝具類をはじめ、茶碗などの食器類、タオル、歯ブラシ、文房具など生活に欠かすことのできない様々なものがあります。
家族構成、世帯主の年齢を基準に共済金額を設定しご加入ください。



■家財のご加入の目安(下表の範囲で共済金額をお決めください)

| 家族構成 | 1名 | 2名 大人のみ | 3名 大人 2人 子供 1人 | 4名 大人 2人 子供 2人 | 5名 大人 2人 子供 3人 |
|--------|----------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 世帯主の年齢 | 25歳前後 | 260万円 | 480万円 | 550万円 | 620万円 |
| | 30歳前後 | | 580万円 | 650万円 | 720万円 |
| | 35歳前後 | | 770万円 | 850万円 | 920万円 |
| | 40歳前後 | | 940万円 | 1,010万円 | 1,080万円 |
| | 45歳前後 | | 1,070万円 | 1,140万円 | 1,210万円 |
| | 50歳前後 (含以上) | | 1,130万円 | 1,200万円 | 1,270万円 |

※上表にない家族構成や共済金額の設定については、別途お問い合わせください。

例えば

45歳 Aさん 4人家族
(ご夫婦・お子さま2人)



家財のご加入の目安は
1,210万円となります。

明記することで共済の対象になるもの

下記のものを共済の対象に含める場合は、当組合までお問い合わせください。お引き受けができない場合があります。

- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証券、帳簿その他これらに類する物

共済掛金(共済金額100万円に対する年間掛金)

■非住宅物件

| | 総合火災共済 | | 普通火災共済 | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| | 建物 | 設備・什器等 | 建物 | 設備・什器等 |
| 1級 | 630円 | 850円 | 420円 | 420円 |
| 2級 | 1,550円 | 1,770円 | 1,340円 | 1,340円 |
| 3級 | 2,970円 | 3,040円 | 2,450円 | 2,450円 |

(注)非住宅物件の共済掛金は、建物内の職作業によって異なります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

ご加入にあたって

■共済期間

共済期間は次のとおり設定することができます。
1年未満の短期でのご契約も可能です。

| 共済の目的 | 共済期間 |
|---------------|--------|
| 建物・家財 | 1年～10年 |
| 設備・什器等、商品・製品等 | 1年～5年 |

■共済掛金の払込方法

共済掛金はキャッシュレスによる便利な払込方法をご利用ください。
(現金により払い込むことも可能です。)

| 払込方法 | |
|-------------|---|
| 初回共済掛金の口座振替 | ご契約時に引落口座をご指定いただき、口座振替によって共済掛金を払い込む方法です。 |
| 長期年払 | 共済期間を2年から5年とし、2年目以降の共済掛金を口座振替によって払い込む方法です。共済期間を5年とした場合、長期年払割引(3%)が適用されます。 |

■共済掛金の引落日 (例)6月10日から補償が始まる場合



■共済掛金の引落口座に指定いただける金融機関

- ・広島銀行
- ・もみじ銀行
- ・中国銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・広島信用金庫
- ・しまなみ信用金庫
- ・広島市信用組合
- ・呉信用金庫
- ・広島みどり信用金庫
- ・広島県信用組合
- ・信用組合広島商銀
- ・備後信用組合
- ・中国労働金庫
- ・県下農業協同組合

(注)引落日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

■組合員資格および出資金

広島県内で事業を実施されている方は、当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金をお預かりします。(出資金は1口100円、3口300円以上をお願いしています。)組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

Web約款をおすすめしています!

Web約款のご案内

ご契約者様のパソコンやスマートフォンなどから共済約款をご覧いただけます。

ペーパーレスで環境にやさしいWeb約款をぜひお選びください。(紙の共済約款もご用意しております。)

このパンフレットは火災共済の概要を説明したものです。ご契約に際しては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

広島県共済の共済制度にご加入の方は、

「エルフルアプリ」をご利用いただけます!

「エルフルアプリ」で受けられる優待サービスや中国地方のイベント情報も満載! 楽しいおでかけアプリをぜひご利用ください。

インストールは
こちらから



地域の見どころや、広島で
キラリと光る企業や人を紹介!

「あんしん情報誌」をお届けします!

24時間年中無休・通話料無料の健康医療相談サービス



「健康もしもし24」でご相談いただけます!

共済契約に関するご相談・お問い合わせは

広島県共済組合員相談室

0120-708030 無料

【受付時間】平日 9:00～17:00

万一事故が起こった場合は、すみやかに当組合または取扱代理所までご連絡ください

広島県共済組合員相談室

0120-708030 無料

【受付時間】平日 9:00～17:00

広島県共済 補償部門

082-544-1321

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

広島県共済組合員相談室 ☎ 0120-708030

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

東部営業所 〒720-0067 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル7階
TEL:084-924-2421 FAX:084-926-1938